

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

URL：http://www.nishi.or.jp/

**6月は外国人労働者問題啓発月間です。
外国人雇用はルールを守って適正に！！**

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名・在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、この届出にあたり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています（雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行）。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

◆ 指針の主な内容 ◆

- ☑ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☑ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☑ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☑ 安易な解雇はしていませんか？
- ☑ 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

お問合せは、ハローワーク西宮 へ
TEL：0798-75-6711

平成29年度「全国安全週間」

安全週間 平成29年7月1日～平成29年7月7日
(準備期間 平成29年6月1日～平成29年6月30日)



全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、毎年、厚生労働省が主唱しています。

労働災害は長期的には減少しており、平成28年は、全国の死亡者数が初めて1,000人を下回った平成27年よりさらに減少しました。

しかし、休業4日以上之死傷災害は平成27年に比べて増加しています。

これらの要因として、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないことや、第三次産業等において、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおかれていないために安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図るため、平成29年度においては、以下のスローガンの下で取り組みます。

(スローガン)

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

くわしくは以下のホームページをご覧ください。

中央労働災害防止協会：<http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/youkou.html>

ハローワークより事業主の皆様へのお知らせ

**事業所情報の透明性を高めるために、
求人票に代表者名が表示されます！**

ハローワークでは、事業所登録時に、「事業所登録シート」を作成し、会社の特徴や事業の内容等の事業所の基本的な情報を登録いただいています。登録いただいたこれらの内容は、今後申し込んでいただく求人票に共通して掲載されることになっています。

また、求人と求職のよりよいマッチングのため、求人票の記載内容を充実させるとともに、**事業所情報の透明性**を高めることに努めています。

このため、事業所登録時に「事業所登録シート」に記載いただいた**「代表者名」**について、**平成29年2月20日**から、求人票の「会社の情報」に表示する取扱としております。

求人公開している事業主のみなさまにおかれましては、**代表者名(事業所または法人の代表者)が最新のものとなっているか**をご確認いただき、修正の必要がある場合は、求人票提出先のハローワークに事業所登録の変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。

お問合せは、ハローワーク西宮へ
TEL：0798-75-6711

事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



お問合せは、兵庫労働局雇用環境・均等部指導課へ TEL：078-367-0820

＜厚生労働省からのお知らせ＞

雇用保険料率が引き下げられました！

2017年(平成29年)4月1日から2018年(平成30年)3月31日までの雇用保険料率は、次の表のとおり引き下げられましたのでお知らせいたします。

※平成29年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1,000ずつ引き下げられています。雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、昨年度に引き続き3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。

**雇用保険の届出に
マイナンバーの記載が必要です。**マイナンバーキャラクター
マイナちゃん**1 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください**

マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届 ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

2 マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認(正しい番号であることの確認)、②身元(実在)確認(番号の正しい持ち主であることの確認)が必要です。

なお、届出の際に写しの添付は不要です。

《本人確認の方法(概要)》

番号確認	身元(実在)確認
マイナンバーカード(マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます)	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c aまたはbがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元(実在)確認を行っている場合で、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、「身元(実在)確認書類」の提示は不要です。

※本人確認の具体的な内容は、厚生労働省のホームページに掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

お問合せは、ハローワーク西宮へ TEL: 0798-75-6711

ひょうご仕事と生活センター ワーク・ライフ・バランス助成金

中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金

育児・介護者の就業継続を支援するため、中小企業の育児・介護休業の取得及び育児・介護による短時間勤務制度の利用を促進することを目的として、助成金を支給します。

支給対象 休業コース：従業員の育児・介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した中小企業事業主

新 短時間勤務コース：従業員の育児・介護による短時間勤務に対し、時短部分の代替要員を新たに雇用した中小企業事業主

支給額 代替要員の賃金の1/2（月額上限10万円、総額上限100万円）



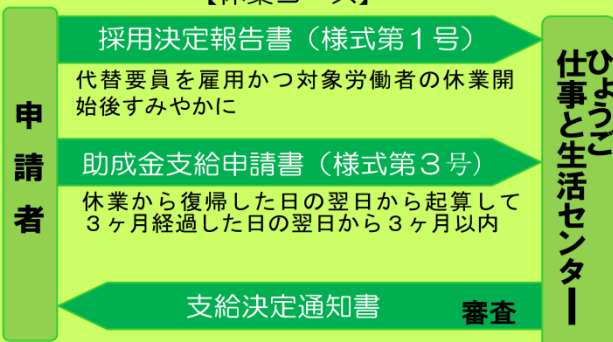
支給例



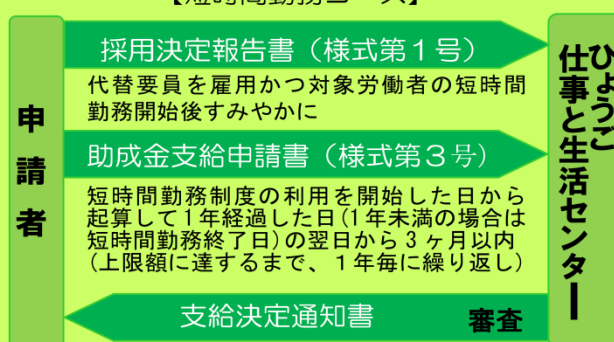
	代替要員（例）	助成金支給額（例）
休業コース	基本給：月22万円 休業期間中の代替雇用期間：16ヶ月	100万円 （休業復帰後に支給） 22万円×1/2=11万円 →10万円（月額上限）×16ヶ月=160万円 →100万円（総額上限）
短時間勤務コース	H28年4月以降の短時間勤務制度利用開始が対象 基本給：時給1,000円 代替勤務時間：2時間 短時間勤務期間中の代替雇用期間：24ヶ月	48万円 （1年毎に支給） 1年目：1,000円×2h×20日×1/2=2万円 →2万円×12ヶ月=24万円 2年目：1,000円×2h×20日×1/2=2万円 →2万円×12ヶ月=24万円

○育児・介護休業を取得後、短時間勤務で復帰した場合、両コースの併給が可能です。

【休業コース】



【短時間勤務コース】



お問い合わせ・申請受付

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター ☎ 078-381-5277

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1F FAX:078-381-5288 E-mail:info@hyogo-wlb.jp URL <http://www.hyogo-wlb.jp>

H28.3

事業主の皆様へ

雇用保険関係手続の見直しについて

雇用保険関係手続(電子申請を含む)の迅速な処理のため、全国のハローワークで、以下の見直しを実施します。事業主の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。

雇用保険手続きの届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続きを最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は、特に時間を要しますのでご注意ください。

- ・雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届けの処理が終了していない場合や、前事業所の離職日(資格喪失日の前日)と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合^(※1)などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。

(※1) 前事業所の離職日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理を進めさせていただきます(これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません)

- ・被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。
この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載してきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。

- ・資格取得届の提出は、可能な限り^(※2)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降。〕

(※2) 雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

***来所による届出・申請は、可能な限り16時までに出してくださいよう、ご協力をお願いします。**

電子申請について

◇添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。

◇照合省略について

- 本社が照合省略事業所となっていて、さらに本社が定期的に支社の事務処理担当者へ研修等を実施しているなど、支社を含めた適正な届出を行うことができる場合には、本社の所在地を管轄するハローワークに「本社一括申請における照合省略承認申請書」を提出し承認されれば、支社も照合省略の対象となります。

- 上記の電子申請による本社一括申請を行う場合に、本社と同様に支社の手続についても確認書類との照合を省略する場合^(※3)には、「本社一括申請における照合省略承認通知書(電子申請用)」の添付が支社ごとに毎回必要になります。

(※3) 既に支社において確認書類との照合省略が認められている場合を除きます。

- 照合省略対象事業主等は、「離職証明書の記載内容に関する確認書」および「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について(事業主の疎明書または社会保険労務士の疎明書)」の添付書類を省略できます^(※4)。

(※4) これらの書類を後日確認させていただく場合がありますので、書類の取得と保存をお願いします。

*** 照合省略対象事業主等は、省略可能な書類は添付しないようお願いします。省略可能書類、記載内容など不明な点があれば、あらかじめハローワークにお問合せください。**

お問合せは ハローワーク西宮へ
TEL：0798-75-6711



第88回統一メーデー開催

労働者の祭典「第88回統一メーデー西宮集会」が、5月1日、西宮市役所前の六湛寺公園で開催され、31労組・団体から1269人が参加しました。大川寿一実行委員長のあいさつ、来賓の祝辞が述べられ、今年のメーデースローガン「支え合う 助け合う 心をひとつに力を合わせ、暮らしの底上げを実現しよう!」「阪神・淡路大震災の体験を生かし、東日本大震災と熊本地震の復旧・復興支援に全力をあげよう!」などが採択されました。参加者は集会後、JR西宮駅前まで約1時間かけてシュプレヒコールを掲げながらデモ行進を行いました。



平成29年度安全衛生表彰式

受賞者の皆様おめでとうございます!



5月30日、西宮神社会館にて実施された西宮労働基準協会定時総会において、「平成29年度安全衛生表彰式」が行われました。この表彰は安全衛生管理水準の高い事業場や地域・企業の安全衛生水準の向上に貢献した個人を表彰することにより、安全意識の高揚を図り、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために、行われています。

受賞された方は、次のとおりです（敬称略）。

協会長表彰

- ☆安全衛生優良賞 ゴンチャロフ製菓（株）御影工場
- ☆安全衛生努力賞 オージェイケイ（株）
中谷商運（株）
- ☆安全衛生功績賞 阿部政博（心のケア検討会講師）
松田昌史（白鶴酒造（株）・フォークリフト運転技能講習講師）
武政真司（寶酒造（株）白壁蔵）

西宮市表彰

- ☆安全衛生優良賞 極東開発工業（株）
- ☆安全衛生努力賞 ニッカウヰスキー（株）西宮工場
- ☆安全衛生功績賞 眞田 登（労働安全コンサルタント・協会各種講師）
鈴木秀男（協会化学物質リスクアセスメント講師）
榎本勝彦（株）きんでん人材開発部・高所作業車・玉掛け技能講習講師）
藤村正之（西宮地域産業保健センターコーディネーター・各種講習講師）



6/23～29は男女共同参画週間です

平成29年度男女共同参画週間のキャッチフレーズは、公募により、「男で○、女で○、共同作業で◎。」に決定しました。1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、その目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、同法の公布・施行日である6月23日から1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

「女性活躍推進法」施行から1年

法律によって「女性の活躍」という言葉を聞く機会が増えたかもしれませんが、ピンとこないのが実情です。女性が働きやすい環境は本当に整ってきたのでしょうか。

ここで民間のインターネットリサーチを見てみましょう。ソニー生命保険株式会社が「女性の活躍に関する意識調査2017」を実施しました。働く女性と専業主婦に対し、現在の生活や仕事についての本音を聞いています。それによると、働いている女性は「専業主婦になりたい」と思っている一方、専業主婦は「働きたい」という回答が、どちらも4割ぐらいあります。これは、何を意味するのでしょうか。「女性が社会で働くには、不利な点が多い」という質問では、働く女性の8割が働きづらさがあると感じています。また専業主婦の8割が老後の生活不安、子育て後の再就職は厳しいと感じています。女性がどちらを選んでも割り切れない思いが見てとれます。

別の調査を見てみましょう。国内外で企業の人材育成を支援するサイコム・ブレインズ株式会社が「無意識の偏見」(アンコンシャス・バイアス)に関する意識調査を実施しました。それによると、「3歳以下の子どもを持つ女性の仕事の質が下がってもやむを得ない」という質問について、「やむを得ない」と回答した男性は7割、一方で女性は2割となっています。調査の結果から、多くの男性が小さな子どもを持つ女性は労働時間に制約があるため仕事の質が低下しても仕方ないと考えていることになります。これは仕事にかかる時間と、仕事の質が比例する、「質＝量」という偏見であり、日本においてはとりわけ男性はそうのように考える傾向が強いと同調査では分析しています。

前述のソニー生命保険の調査では「長時間労働の是正」と「女性リーダーに対する偏見の解消」については8割の人が必要と回答し、また女性の活躍のために「夫の子育て・介護・家事の分担比率の上昇」については8割強の人が必要と回答しています。

女性活躍推進法が施行されて1年、「女性の活躍」というと女性にスポットが当たりがちですが、パートナーにあたる夫や男性の意識もセットで考える取り組みも必要です。

●ウェブ図書コーナーからおすすめ図書



「迷走する両立支援
いま、子どもをもって
働くということ」
萩原久美子著 (太郎次郎社)



「しあわせに働ける社会へ」
竹信三恵子著
(岩波ジュニア新書)

ウェブ主催講座

『正社員消滅』時代を押し返そう～パートか正社員か、ではもう乗り切れない！

7月15日(土)

14:00～16:00

講師：竹信三恵子さん

会場：男女共同参画センター
(下図参照)

今の労働現場の現状について
一緒に考えませんか？

西宮市男女共同参画センター ウェーブ 		女性のための相談室 □電話相談: 0798-64-9499 / 月・木10:00～12:00・13:00～16:00 □面接相談: 要予約 / 火・水・土10:00～16:30 □法律相談: 要予約 / 第3金14:00～17:00 □チャレンジ相談: 要予約 / 第2火10:00～12:00 / 第3水13:00～16:00	
図書・資料コーナー □閲覧: 開館時間 □貸出: 月～土 10:00～17:15			
ウェーブ ■開館時間: 1月4日～12月28日 9:00～22:00 ■受付時間: 月～土9:00～17:15(祝日を除く) ■阪急西宮北口駅南出口から約100m		〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html	